

岐阜県急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 施行細則

(昭和四十五年一月三十一日規則第八号)

(総則)

第一条 この細則は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号。以下「法」という。）、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行令（昭和四十四年政令第二百六号）及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十四年建設省令第四十八号。以下「省令」という。）の必要事項を定めるものとする。

一部改正〔平成一二年規則一九八号〕

(許可の申請)

第二条 法第七条第一項の規定による許可（以下単に「許可」という。）を受けようとする者は、許可申請書（別記第一号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 位置図（縮尺五万分の一以上のもの）
- 二 平面図（縮尺六百分の一以上のもの）
- 三 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項に規定する地図又は同条第四項に規定する図面の写し
- 四 設計書（設計図及び仕様書又はこれに準ずる書類を含む。以下同じ。）
- 五 行為申請地の土地の登記事項証明書の写し
- 六 行為申請地に係る所有権その他の権利を有する者の承諾書
- 七 その他知事が必要と認める書類

一部改正〔平成一二年規則一九八号・一七年一四号〕

(許可事項の変更)

第三条 前条の規定にかかわらず、許可を受けた者が当該許可を受けて行う行為の内容を変更するためにさらに許可を受けようとする場合における申請書の様式は、変更許可申請書（別記第二号様式）のとおりとする。この場合において、前条各号に掲げる書類のうち知事が必要でないものと認められたものについては、添付することを要しない。

全部改正〔平成一二年規則一九八号〕

(許可行為の届出及び検査)

第四条 許可を受けた者は、当該許可に係る行為に着手しようとするときは、あらかじめ着手届（別記第三号様式）により知事に届け出なければならない。

2 許可を受けた者は、当該許可に係る行為が終了したときは、遅滞なく終了届（別記第三号様式）によりその旨を知事に届け出て、その検査を受けなければならない。

3 許可を受けた者は、当該許可に係る行為を廃止しようとするときは、あらかじめ廃止届（別記第三号様式）により知事に届け出なければならない。

一部改正〔平成一二年規則一九八号〕

(届出の様式)

第五条 法第七条第三項の規定による届出は、別記第四号様式によるものとし、法第十三条第一項の規定による届出は、別記第五号様式によるものとする。

(身分証明書の様式)

第六条 法第五条第五項（法第十一条第二項及び法第十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による身分を示す証明書は、別記第六号様式によるものとする。

(標識の設置)

第七条 知事は、許可を受けた者に対し、当該許可に係る行為の期間中、当該許可に係る区域の見やすい位置に急傾斜地崩壊危険区域内行為許可標識（別記第七号様式）を設置するよう指導するものとする。

全部改正〔平成一二年規則一九八号〕

(書類の提出)

第八条 この細則の規定により知事に提出する書類は、当該急傾斜地崩壊危険区域の所在する市町村の長を経由して提出することができる。

2 前項の書類の提出部数は、正副各一通とする。

3 第一項の規定により書類の提出を受けた市町村の長は、所管土木事務所に当該書類を送付しなければならない。この場合において当該市町村の長は、当該書類の内容について意見があるときは、当該書類を所管土木事務所長に送付する際に意見書を添付することにより、意見を述べることができる。

一部改正〔平成一二年規則一九八号・一八年一二七号〕

附 則

この細則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十五年四月一日規則第三十五号抄）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年十一月二十四日規則第七十七号）

1 この規則は、平成元年十二月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の規則の規定により交付されている合格証、許可書等の証票は、この規則による改正後の規則の規定により交付された証票とみなす。

3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

附 則（平成九年三月十日規則第四号）

1 この規則は、平成九年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

附 則（平成十二年四月一日規則第百九十八号）

1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

附 則（平成十七年三月七日規則第十四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十八年四月一日規則第百二十七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三十年一月十六日規則第一号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則の規定により交付されている身分証明書は、この規則による改正後の岐阜県急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則の規定により交付された身分証明書とみなす。

附 則（令和三年三月十九日規則第六十一号）

この規則は、令和三年四月一日から施行する。